

令和8年度若者と県内企業のつながり創出事業 (中学生お仕事体験トラベル) 実施業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度 若者と県内企業のつながり創出事業 (中学生お仕事体験トラベル) 実施業務

2 業務の目的

若者の県外流出の課題に対して、進路決定前の中学生向けに県内企業を巡るバスツアーを実施。県内企業とのつながりを創出し、企業の実際の現場を体感することで県内企業の魅力を発見し、県内企業の人材確保及び県内定着につなげる。また、バスツアーの中で、企業見学の他、観光名所を巡るなど、中学生に山口県内の愛着を持ってもらう取組みを合わせて実施する。県外への流出が多い地区の中学生を主な対象として実施し、若者の県内定着を促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 実施内容

(ア) 実施時期

- ・ 県・各市町教育委員会及び県内該当地区の中学校と調整の上、中学生、保護者が参加しやすい夏休み等の長期休暇時期、土日祝日、及び企業が対応できる日程で設定すること。
- ・ 具体的な時期については、別途委託者と協議を行うこと。

(イ) 参加対象

- ・ 主な参加対象は県内該当地区の中学生及びその保護者とする。
- ・ 人数は、保護者を含め1地区あたり30名程度とする。

(ウ) 開催方法

○ 中学生お仕事体験トラベル

- ・ 県内企業を巡る日帰りバスツアーを実施。企業見学では、企業が用意した仕事に関する課題への取組や普段見ることができない部分の見学など、中学生に興味を持ってもらう内容とすること。
- ・ 実施回数は5回とし、実施場所は県内において偏りが無いよう考慮すること。
- ・ 企業見学は、1日2社程度、1社あたり2時間以内とする。
- ・ 中学生の安全を最大限考慮すること。また、夜間の帰宅とならないよう留意すること。
- ・ バスツアーの参加について、保護者同伴は必須ではなく、中学生のみの参加も可能とする。
- ・ バスツアーの参加費は無料とすること。ただし、昼食を用意する場合の費用

は受託者の負担とするか、参加者からの徴収とすること。

- ・実施内容は企業とよく調整の上、工場の稼働等に支障のないよう十分留意すること。
- ・企業の魅力を最大限に伝えることができる内容とすること。

(エ) 参加対象企業

- ・県内に事業所を有す企業で、県内での常用雇用（予定を含む）があること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- ・参加企業は「山口ジョブナビ」へ登録をすること。

(オ) 企業数

- ・（1回あたり）2社程度。
- ・企業の選定にあたっては、委託者と協議の上、決定すること。

(カ) 経費負担

- ・企業見学にかかる材料費等は基本的に受け入れ企業の負担とし、バスツアー運営にかかる人件費、企画料、広報費、管理費等は受託者による負担とする。疑義が生じた場合は、受け入れ企業、委託者とよく調整すること。

(キ) その他

- ・参加にあたっては事前申込制とし、参加者及び参加者数を適切に把握すること。
- ・企業をより深く知ることができ、中学生やその保護者が県内企業へ興味を抱くような内容・構成にすること。
- ・参加申込状況については、適宜報告すること。

(2) 広報の実施

- ・県教育委員会、県内該当地区の市町教育委員会と連携し広報すること。
- ・テレビや新聞・雑誌等に効果的に取り上げられるよう、メディアニーズを十分に踏まえて、メディアへの売り込みを企画し、実施すること。
- ・InstagramなどのSNSを活用し、当イベントに関する情報を広く周知すること。
- ・チラシを制作し、県ヘデータとともに納品すること。チラシの作成時期・納品日は県と相談すること。
- ・県内該当地区の各中学校へ事前連絡の上、チラシを送付すること。

(3) アンケート集計の実施

- ・実施効果を測定するため、参加者に対するアンケートを実施し集計すること。
- ・アンケート内容は事前に県の下承を得ること。

5 委託料の返還

委託者は、受託者が事業の実施にあたり本仕様書に反した場合には、受託者に委託

契約額の一部又は全部を返還させることができる。

6 著作権の取扱い

成果品の著作権は、委託者である山口県に帰属するものとし、受託者は、著作者人格権を行使しない。

7 留意事項等

- ・本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て委託者と受託者が協議の上、これを解決する。
- ・本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と受託者との協議により定める。

以上